

## 宿泊約款

### (本約款の適用)

- 第1条 当ホテルの締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令又は慣習によるものとします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることがあります。

### (宿泊引受けの拒絶)

- 第2条 当ホテルは、次の場合には、宿泊の引受けをお断りすることがあります。
- 1) 宿泊の申込みがこの約款によらないものであるとき。
  - 2) 満室（員）により客室の余裕がないとき。
  - 3) 宿泊しようとするものが、宿泊に関し、法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
  - 4) 宿泊しようとする者が伝染病患者であると明らかに認められるとき。
  - 5) 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
  - 6) 天災、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。
  - 7) 宿泊しようとするものが、泥酔者等で他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき。
  - 8) 宿泊しようとするものが他の宿泊者に著しく迷惑を及ぼす言動をしたとき。

### (氏名等の明告)

- 第3条 当ホテルは、宿泊日に先だつて宿泊の申込み（以下「宿泊予約の申込み」という）をお引受けした場合には、期限を定めて、その宿泊の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。
- 1) 宿泊者の氏名、性別、住所、国籍及び職業
  - 2) その他当ホテルが必要と認めた事項

### (予約金)

- 第4条 当ホテルは、休前日、お盆、GWなど繁盛期の人数×拍数が5名様以上の団体ご予約の申込みをお引受けした場合には、予約金の支払いを求めることがあります。
- 2 前項の予約金は、次条の定める予約の解除があった場合は、理由に関わらず、一切返還できません。

### (予約の解除)

- 第5条 当ホテルは、宿泊予約の申込者が、宿泊予約の全部又は、キャンセルをご連絡頂いた日からキャンセルされた宿泊予定日までの日数、キャンセルされる人数によって、キャンセルポリシーに掲げるところにより、違約金を申し受けします。
- 2 当ホテルは、宿泊者が連絡をしないで宿泊当日の午後10時（あらかじめ予定到着時刻の明示されている場合は、その時刻を1時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります。
- 3 前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊者が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の交通機関の不着又は遅延その他宿泊者の責に帰さないものであることを証明したときは、第1項の違約金はいただきません。

- 第6条 当ホテルは、他に定める場合を除く他、次の場合には宿泊予約を解除することができます。
- 1) 第2条第3号から第8号までに該当すること。
  - 2) 第3条の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項が明告されないとき。
  - 3) 第4条第1項の予約金の支払いを請求した場合において、期限までにその支払いがないとき。
- 2 当ホテルは、前項の規定により宿泊予約を解除したときは、その予約についてすでに収受した予約金があれば返還します。

## 利用規則

ホテルの公共性と安全性を維持するため、当ホテルをご利用のお客様には下記の規則をお守り頂くことになっております。

この規則をお守り頂けないときは宿泊のご継続をお断りする場合がございます。

### 記

1. 廊下及び客室内で暖房用、炊事用、プレス用などの火器及びアイロンなどをご使用にならないこと。
2. ベッドの中など 火災の原因となりやすい場所で喫煙をなさらないこと。
3. 声高放歌や喧嘩な行為、その他で、他人に嫌悪感を与えたり、迷惑をかけたなりさらないこと。
4. 廊下及び客室内に次のようなものをお持ちにならないこと。
  - ① 動物、鳥類
  - ② 著しく悪臭を発生するもの
  - ③ 著しく多量な物品
  - ④ 火薬や揮発油など発火あるいは引火しやすいもの
  - ⑤ 適法に所持を許可されていない銃砲、刀剣類
5. 廊下及び客室内で、賭博及び風紀をみだすような行為をなさらないこと。
6. 夜間外来者を客室に引入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用さ

### (宿泊の登録)

- 第7条 宿泊者は、宿泊日当日当ホテルの玄関帳場（フロントオフィス）において次の事項を当ホテルに登録して下さい。
- 1) 第3条第1号の事項
  - 2) 外国人にあっては、旅券番号、日本上陸地及び上陸年月日
  - 3) 出発日及び時刻
  - 4) その他当ホテルが必要と認めた事項

### (チェックアウトタイム)

- 第8条 宿泊者が当ホテルの客室をおあげ頂く時刻（チェックアウトタイム）は、午前10時とします。
- 2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、チェックアウトタイムをこえて客室の使用に応ずる場合があります。この場合においては、次に掲げるとおり追加料金を申し受けします。
- 1) 午後12時まで 1人1時間 540円 2人1時間 1,080円
  - 2) 午後12時すぎ 宿泊料金の全額

### (営業時間等)

- 第9条 当ホテルの施設の営業時間は、次のとおりとします。
- 1) レストラン 7:15AM~9:30AM
  - 2) 前号の時間は、臨時に変更することがあります。

### (料金の支払い)

- 第10条 料金の支払いは、通貨又は当ホテルが認めたクレジットカード及び旅行小切手若しくはターボン券により、宿泊者の到着の際又は当ホテルが請求したとき当ホテルの玄関帳場（フロントオフィス）において行って頂きます。
- 2 宿泊者が客室の使用を開始したのち任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は申し受けします。

### (利用規則の遵守)

- 第11条 宿泊者は、当ホテル内において、当ホテルが定めて当ホテル内に掲示した利用規則に従って頂きます。

### (宿泊継続の拒絶)

- 第12条 当ホテルは、お引受けした宿泊期間中といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りすることがあります。
- 1) 第2条第3号から第8号までに該当することとなったとき。
  - 2) 前条の利用規則に従わないとき。

### (宿泊の責任)

- 第13条 当ホテルの宿泊に関する責任は、宿泊者が当ホテルの玄関帳場（フロントオフィス）において宿泊の登録を行ったとき又は客室に入ったときのうちいずれか早いときに始まり、宿泊者が出発するため客室をあげたときに終了します。
- 2 当ホテルの責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったときには、天災その他の理由により困難な場合を除き、その宿泊者に同一又は類似の条件による他の宿泊施設を斡旋します。この場合には、客室の提供が継続できなくなった日の宿泊料金を含むその後の宿泊料金はいただきません。

せたりなさらないこと。

7. 廊下及び客室内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に使用しないこと。
8. 客室内の諸物品をホテルの外に持出したり、ホテル内の他の場所に移動したりなさらないこと。
9. ホテルの建築物や諸設備に異物を取付けたり、現状を変更するような加工をなさらないこと。
10. ホテルの外観をそこなうような物品を窓におかけにならないこと。
11. 窓から物品をおおげにならないこと。
12. ホテル内で他のお客様に広告物を配布する等の行為をなさらないこと。
13. 廊下やロビーなどに靴やその他の所持品を放置なさらないこと。
14. お勘定はご請求毎に前会計にてお支払い下さること。
15. ご宿泊日数を変更なさる場合は、前もってフロント係員にご連絡下さること。
16. ご宿泊日数を延長なさる場合は、それまでのお勘定をお支払い下さること。
17. お預かりのお洗濯物やお忘れ物の保管は、ご出発後6ヶ月までとさせていただきます。
18. ご宿泊以外の方を館内へ立ち入らせないこと。